# 令和5年12月市議会 総務委員会資料

# 第191号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<目	次> ペー	ージ
1	改正の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P:	2
2	改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P:	2
3	給与改定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P:	2 <b>~</b> P 4
4	給与改定に伴う所要額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	4
5	施行期日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P!	5
6	条例の新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P(	6 ~P1

総 務 部

令和5年12月

## 1 改正の趣旨

令和5年人事院勧告に基づき国家公務員の給与等が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員等に関しても同様に改定しようとするもの。

## 2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

## 3 給与改定の内容

(1) 給料表の改定

行政職給料表、医療職給料表((1)、(3))及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案に記載のとおり改定する。

- ※初任給を始め若年層に重点を置いて、給料表すべての号給を引上げ改定(行政職給料表の平均改定率 1.1%)
- ※会計年度任用職員の給料表の改定については、常勤職員に準じて令和5年4月1日に適用。適用させる者は、令和5年12月期の期末手当 支給対象者とし、これ以外の会計年度任用職員については、令和6年1月1日から改定する。

## ≪参考≫初任給(行政職)

(単位:円)

区分	改定前(A)	改定後(B)	増 減 (B-A)
高校卒	154, 600	166, 600	12, 000
大学卒	185, 200	196, 200	11, 000

## (2) 初任給調整手当の改定

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当について、国家公務員に準じて改定する。

(単位:円)

区分	改定前(A)	改定後(B)	増 減 (B-A)
支給月額の限度額	308, 600	309, 200	600

## (3) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

# ア 一般職の職員 4.40月分 → 4.50月分 (+0.10月分)

区分	<u>'\</u>		6 月 期			12 月 期			年間合計	
	77	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
<b>人和</b> 尼左连	改定前	1. 200	1. 000	2. 200	1. 200	1. 000	2. 200	2. 40	2. 00	4. 40
令和5年度	改定後	1. 200	1. 000	2. 200	1. 250 (+0. 050)	1.050 (+0.050)	<u>2.300</u> (+0.100)	2. 45 (+0. 05)	2.05 (+0.05)	4.50 (+0.10)
令和6年	丰度	1. 225 (+0. 025)	1. 025 (+0. 025)	2. 250 (+0. 050)	<u>1. 225</u> (▲0. 025)	<u>1. 025</u> (▲0. <u>025</u> )	<u>2. 250</u> (▲0. 050)	2. 45	2. 05	4. 50

<sup>※</sup>会計年度任用職員も同様に改定(勤勉手当は令和6年度から適用)

## イ 定年前再任用短時間勤務職員 2.30月分 → 2.35月分(+0.05月分)

区分		6 月 期		12 月 期		年間合計				
	J	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
^	改定前	0. 675	0. 475	1. 150	0. 675	0. 475	1. 150	1. 350	0. 950	2. 30
令和5年度	改定後	0. 675	0. 475	1. 150	<u>0.700</u> (+0.025)	<u>0.500</u> (+0.025)	1. 200 (+0. <u>050</u> )	1. 375 (+0. <u>025</u> )	<u>0. 975</u> (+0. 025)	2.35 (+0.05)
令和6年	 F度	<u>0. 6875</u> (+0. 0125)	<u>0. 4875</u> (+0. <u>0125</u> )	1. 175 (+0. 0250)	<u>0. 6875</u> (▲0. <u>0125</u> )	<u>0. 4875</u> (▲0. <u>0125</u> )	1. 175 (▲0. 025)	1. 375	0. 975	2. 35

# ウ 特定任期付職員 3.30月分 → 3.40月分 (+0.10月分)

			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
区分	分	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
<b>人和</b> 尼左连	改定前	1. 65	1. 65	3. 30
令和5年度	改定後	1. 65	1. 75 (+0. 10)	3. 40 (+0. 10)
令和6年度		1. 70 (+0. 05)	1. 70 (▲0. 05)	3. 40

# エ 市長及び副市長 3.30月分 → 3.40月分 (+0.10月分)

区分	分	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
	改定前	1. 65	1. 65	3. 30
令和5年度	改定後	1. 65	1. 75 (+0. 10)	3. 40 (+0. 10)
令和6年度		1. 70 (+0. 05)	1. 70 (▲0. 05)	3. 40

# オ 議員 3.30月分 → 3.40月分 (+0.10月分)

T				
区分		6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
令和5年度	改定前	1. 65	1. 65	3. 30
	改定後	1. 65	1. 75 (+0. 10)	3. 40 (+0. 10)
令和6年度		1. 70 (+0. 05)	1. 70 (▲0. 05)	3. 40

# カ 教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者 4.35月分 → 4.45月分 (+0.10月分)

区分	<del>ن</del>	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
<b>今和5年度</b>	改定前	2. 175	2. 175	4. 35
令和5年度	改定後	2. 175	2. 275 (+0. 100)	4. 45 (+0. 10)
令和6年度		2. 225 (+0. 050)	2. 225 ( <b>△</b> 0. 050)	4. 45

# 4 給与改定に伴う所要額

 区分
 一般会計
 特別会計
 企業会計
 合計

 所要額
 431,358
 11,500
 30,003
 472,861

(単位:千円)

<sup>※</sup>会計年度任用職員の給与改定に係る所要額を含む。

## 5 施行期日

- (1) 公布の日から施行し、給料表、初任給調整手当、令和5年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は、令和5年4月1日適用。
- (2) 令和6年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は、令和6年4月1日施行。

## ≪参 考≫

基準内給与月額の改定状況(令和5年4月1日:行政職給料表 平均年齢41歳04月)

	1 1 344 3 7 3 1000 300 1000 1 1 1 1 1		T TO THE TOP OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO THE PERSON NAMED IN		
区 分 項 目	改定前(A)	改定後	改定額(B)	改定率 (B/A×100)	
	円	円	円	%	
給 料	313, 734	317, 342	3, 608	1. 15	
諸手当	24, 541	24, 541	ı	1	
はね返り	10, 128	10, 240	112	1. 11	
計	348, 403	352, 123	3, 720	1. 07	

- ※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。
- ※2 「はね返り」とは、給料等の一定割合で手当額が定められている地域手当のように、給料等の改定に伴い手当額が増減するものをいう。
- ※3 令和5年4月1日の新規採用職員及び定年前再任用短時間勤務職員は含まない。

一般職の職員の給与に関す	「る条例等の新旧対照表
改正後	改正前
【第1条関係】	
〇一般職の職員の給与に関する条例	
(昭和26年長崎市条例第113号)	
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの月額309,200円 (2) [略]	第7条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から20年以内の期間、採用後市長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの月額308,600円 (2) [略]
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
(期末手当)	(期末手当)
第18条の2 [略]	第18条の2 〔略〕
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の120、12月に支給する場合には100分の125を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略]	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。 (1)~(4) [略]
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につい

では、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67. 5」と、「100分の120」とあるのは「100分の70」とする。 4~7 (略] (動勉手当) 第18条の5 (略] 2 動池手当の額は、動池手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する動態手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員の動処手当基礎額に当該職員がそれぞれをの基準日現在(退職し、又は死亡した問題に、方は死亡した問題に、方は死亡した問題に、との対したと対する地域手当の月額のといたは対する地域手当の月額のどこれに対する地域手当の月額のないたれに対する地域手当の月額のといたは対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、において受けるべき技養手当の月額の歌級のと力を定年前再任用短時間勤務職員し、又は死亡した日現在、次項において同じ。)において受けるべき技養手当の月額の受いていた対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に当は100分の100を乗じて得た額の総額 3~5 (略)  【第2条関係】  (期末手当) 第18条の2 (略)  (期末手当) 第18条の2 (略)  (期末手当) 第18条の2 (略)		
5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とす	改正後	改正前
● 4 ~ 7 【略】	ては、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.	ては、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.
4~7 [略] (勤勉手当) 第18条の5 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え てはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現 在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額 に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤務職員 当該定年 前再の職員の予ち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  【第2条関係】  〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)  (期末手当)	5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とす	5 <u>」とする</u> 。
(動勉手当) 第18条の5 [略] 2 動勉手当の額は、動勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する動勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額にに、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額 100分の100を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  【第2条関係】  (期末手当)  (期末手当)	<u> </u> <u> </u>	
第18条の5 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した時員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に当基礎額に当基礎額に直接の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に近れに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給するは12日に対しないるは12日に対	4~7 〔略〕	4~7 〔略〕
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額にに、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の100を乗じて得た額の総額3~5 [略]  【第2条関係】  「第2条関係】 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)	(勤勉手当)	(勤勉手当)
基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に当日の分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  【第2条関係】 〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)	第18条の5 [略]	第18条の5 〔略〕
て、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ多基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した問現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  【第2条関係】  (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)  (期末手当)	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める
る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  【第2条関係】  (期末手当)  (期末手当)  (期末手当)	基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい	基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい
てはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現 在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  「第2条関係】  「第2条関係】  「第2条関係】  「期末手当)  「期末手当)	て、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げ	て、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げ
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に当びの分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  (3) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  (3) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の47.5を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  (4) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の47.5 (略) (5) 前項の職員の計算を開始の対すを用始の対すを開始の対すを用始のの対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始の対すを用始のの対すを用始の対すを用始の対	る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え	る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した時現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額  (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]  「第2条関係】  〇一般職の職員の給与に関する条例  (昭和26年長崎市条例第113号)  (期末手当)  (期末手当)	てはならない。	てはならない。
在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額  (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額  3~5 [略]  【第2条関係】  〇一般職の職員の給与に関する条例  (昭和26年長崎市条例第113号)  (期末手当)  (期末手当)	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額 に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給す る場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100 分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略] 【第2条関係】 〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当) (期末手当)	当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現	当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現
月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額3~5 [略]  【第2条関係】  〇一般職の職員の給与に関する条例  (昭和26年長崎市条例第113号)  (期末手当)  (期末手当)		
に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額		
る場合には100分の105       を乗じて得た額の総額         (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100 分の50を乗じて得た額の総額       (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47. 5を乗じて得た額の総額         3~5 [略]       (第2条関係】         〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)       (期末手当)		
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3~5 [略]       (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額 3~5 [略]         【第2条関係】       〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)		<u>100分の100</u> を乗じて得た額の総額
前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額3~5 [略]		
場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額3~5 [略]       5を乗じて得た額の総額3~5 [略]         【第2条関係】       3~5 [略]         〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当)       (期末手当)		
分の50を乗じて得た額の総額       3~5 [略]         3~5 [略]       【第2条関係】         〇一般職の職員の給与に関する条例       (昭和26年長崎市条例第113号)         (期末手当)       (期末手当)		
3~5 [略] 3~5 [略] (第2条関係】 (第2条関係】 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当) (期末手当)		<u>5</u> を乗じて得た額の総額
【第2条関係】 〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当) (期末手当)		
〇一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当) (期末手当)	3~5 [略]	3~5 [略]
(昭和26年長崎市条例第113号) (期末手当) (期末手当)	【第2条関係】	
(期末手当)	〇一般職の職員の給与に関する条例	
	(昭和26年長崎市条例第113号)	
第18条の2 [略] 第18条の2 [略]	(期末手当)	(期末手当)
	第18条の2 [略]	第18条の2 〔略〕

## 改正後

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4~7 〔略〕

(勤勉手当)

第18条の5 [略]

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え てはならない。
  - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現 在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の102.5を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48. 75を乗じて得た額の総額

3~5 〔略〕

#### 改正前

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の120、12月に支給する場合には100分の125を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割 合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67. 5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4~7 [略]

(勤勉手当)

第18条の5 [略]

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める 基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい て、全ての任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げ る職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超え てはならない。
  - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現 在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡し た日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の 月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額 に、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給す る場合には100分の105を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する 場合には100分の47.5を、12月に支給する場合には10 0分の50を乗じて得た額の総額

3~5 [略]

改正後	改正前
【第3条関係】	
〇市長及び副市長の給与に関する条例	
(昭和26年長崎市条例第114号)	
(期末手当)	(期末手当)
第4条 〔略〕	第4条 〔略〕
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には	
100分の165、12月に支給する場合には100分の175を	得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期
乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の	間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ
在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合	て得た額とする。
を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]
3 · 4 [略]	3・4 [略]
【第4条関係】	O 7 (MD)
○市長及び副市長の給与に関する条例	
(昭和26年長崎市条例第114号)	
	(#p+ 7 M)
(期末手当)	(期末手当)
第4条 〔略〕	第4条 〔略〕
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には
得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期	100分の165、12月に支給する場合には100分の175を
間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ	乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の
て得た額とする。	在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合
(1) (1) (2-5)	を乗じて得た額とする。
(1)~(4) [略]	(1)~(4) 〔略〕
3 • 4 〔略〕	3・4 〔略〕
【第5条関係】	
○教育長の給与等に関する条例	

改正後	改正前
(昭和28年長崎市条例第28号)	
(給料等の支給)	(給料等の支給)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2・3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。	4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。
5~7 [略]	5~7 〔略〕
【第6条関係】	
〇教育長の給与等に関する条例	
(昭和28年長崎市条例第28号)	
(給料等の支給)	(給料等の支給)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2 · 3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中 <u>「100分の170」とあるのは「100分の222.5」</u> 同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 5~7 [略]	和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合に
【第7条関係】	

改正後	改正前
〇非常勤の職員の報酬等に関する条例	
(昭和31年長崎市条例第24号)	
(期末手当)	(期末手当)
第8条 〔略〕	第8条 〔略〕
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の165、12月に支給する場合には100分の175を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略]	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の165</u> を乗じて 得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じ て得た額とする。 (1)~(4) [略]
3 〔略〕	3 〔略〕
【第8条関係】	
〇非常勤の職員の報酬等に関する条例	
(昭和31年長崎市条例第24号)	
(期末手当)	(期末手当)
第8条 〔略〕	第8条 〔略〕
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には 100分の165、12月に支給する場合には100分の175を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の 在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合 を乗じて得た額とする。 (1)~(4) [略] 3 [略]
【第9条関係】	

改正後	改正前
〇長崎市監査委員条例	
(昭和39年長崎市条例第8号)	
(給料等の支給)	(給料等の支給)
第9条 〔略〕	第9条 〔略〕
2~4 〔略〕	2~4 〔略〕
5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。	5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。
6~8 [略]	6~8 〔略〕
【第10条関係】	
〇長崎市監査委員条例	
(昭和39年長崎市条例第8号)	
(給料等の支給)	(給料等の支給)
第9条 〔略〕	第9条 〔略〕
2~4 〔略〕	2~4 〔略〕
5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の222.5」同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 6~8 [略]	5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。 6~8 [略]

改正後	改正前
【第11条関係】	
〇長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例	
(昭和41年長崎市条例第39号)	
(給料等の支給)	(給料等の支給)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2 · 3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。	4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。
5~7 〔略〕	5~7 〔略〕
【第12条関係】	
〇長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例	
(昭和41年長崎市条例第39号)	
(給料等の支給)	(給料等の支給)
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕
2 · 3 〔略〕	2・3 〔略〕
4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中 <u>「100分の170」とあるのは「100分の222.5」と、</u> 同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。	

改正後	改正前
5~7 〔略〕	5~7 [略]

## 【第13条関係】

〇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成21年長崎市条例第39号)

(給与に関する特例)

第7条 略

号給	給料月額
	円
1	<u>380, 000</u>
2	<u>427, 000</u>
3	<u>477, 000</u>
4	<u>539, 000</u>
5	<u>615, 000</u>
6	718, 000
7	<u>839, 000</u>

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

# 第9条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職

(給与に関する特例)

第7条 略

号給	給料月額
	円
1	<u>376, 000</u>
2	422, 000
3	472, 000
4	533, 000
5	608, 000
6	710, 000
7	830, 000

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

# 第9条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職

## 改正後

の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の 給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例 第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100 分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の1 75」と」する。

3 〔略〕

【第14条関係】

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

## 第9条 〔略〕

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

3 〔略〕

#### 改正前

の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の 給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例 第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100 分の165」とする。

3 〔略〕

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

## 第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

3 〔略〕